

平成26年度 第3回 学長選考会議議事要録

- 1 日 時 平成27年3月18日(水) 14時00分～15時00分
- 2 場 所 地域・国際交流プラザ 会議室
- 3 出席者
(委員) 飯泉委員、植田委員(クラッシー)、佐野委員、古川委員、山本委員、結城委員、平井委員、苛原委員、市川委員、河村委員、安井委員、福井委員
(事務局) 総務部長、総務課長、総務係長、法規係長

4 議 題

(1) 学長の任期について

事務局から、議題1資料1及び議題1資料2により、他大学の学長任期の調査結果について説明があった後、審議した結果、現行どおり、本学学長の任期は4年、再任の場合は2年とすることが承認された。

(2) 国立大学法人徳島大学学長選考規則の改正(案)について

事務局から、議題2資料1(学長任期4年・再任2年の場合)により説明があった後、審議した結果、以下のとおりとなった。

- ・第6条第1項第2号は、改正案のとおり承認された。
なお、第2号アの「本学の学長、理事及び病院長」は「本学の学長、理事、副学長及び病院長」に修正することが承認された。
- ・第10条第1項は、改正案のとおり承認された。(意向調査を行わないことができる場合の規定を追加)
- ・第11条第2項～第5項は、改正案のとおり承認された。(学長予定者を選考するときの議決方法等の規定を追加)
なお、第3項の「学長選考会議出席委員による単記無記名投票」の出席委員には、議長を含むことが承認された。
- ・第14条第2項は、改正案のとおり承認された。(学長の業績評価の時期を規定)
- ・第16条第1項第1号は、改正案のとおり承認された。(解任審査請求できる者として学長選考会議委員を規定)
また、同第4号の「アからウまでのいずれかに該当する者」は「アからウまでに該当する者すべて」に修正することが承認された。
- ・附則第2項は、改正案のとおり承認された。(意向調査等に係る学長選考実施要項を新たに制定するため、徳島大学学長選考規則実施細則を廃止すること)

(3) 国立大学法人徳島大学学長選考会議規則の改正(案)について

事務局から、議題3資料により、学長選考規則との整合性を図るため学長選考会議規則を改正する旨の説明があった後、審議した結果、以下のとおりとなった。

- ・第2条第2号及び第3号は、改正案のとおり承認された。(学長選考会議の所掌事項を簡潔に整理)
- ・第5条第2項ただし書きは、改正案のとおり承認された。(学長予定者の選考に係る議決方法を別に定める旨を規定)

(4) 国立大学法人徳島大学学長選考実施要項(案)について

事務局から、議題4資料1、議題4資料2により、学長選考に係る意向調査等の実施方法などを新たに要項として制定する旨の説明があった後、審議した結果、要項(案)の第1の「第10条第2項」は「第10条第2項及び第17条」に修正することが承認された上で、その他細かい部分を再検討する必要があることなどから、次回の学長選考会議で再

度審議することとなった。

5 報 告

(1) 徳島大学教職員労働組合からの意見書について

事務局から、報告1資料により、本学教職員労働組合から、学長の任期・意向投票の投票権拡大等について、学長選考会議宛に要望があった旨の説明があった後、議長から、本件については、同組合から回答を求められた場合に回答案を審議した上で回答してはどうかと提案があり、了承された。

最後に、議長から、次回は6月の経営協議会開催日に学長選考会議を開催すること、議事内容は、学長の選考基準、新たに制定する学長選考実施要項等を予定している旨説明があった。

(以上)